

令和6年度

阪神国際港湾株式会社  
事業概要

港湾局

## 目 次

	頁
I 設立趣旨	1
II 概要	
1 社名	2
2 本社所在地	2
3 設立年月日	2
4 資本金及び資本準備金	2
5 株主	2
6 機構	3
7 社員数	4
8 役員	4
III 定款	5
IV 令和5年度事業報告	
1 事業実績の概要	14
2 投資の状況	17
3 損益計算書・貸借対照表	18
(参考) 損益明細書	20
V 令和6年度事業計画	
1 事業計画の概要	21
2 事業計画	24
3 予定損益計算書・予定貸借対照表	29
(参考) 予定損益明細書	31
VI 主要事業の推移(令和3年～令和5年)	
1 阪神港コンテナ個数	32
2 阪神港取扱貨物量	33
3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績	34
(参考) 財務状況推移	35
(参考) 埠頭位置図	36

## I 設立趣旨

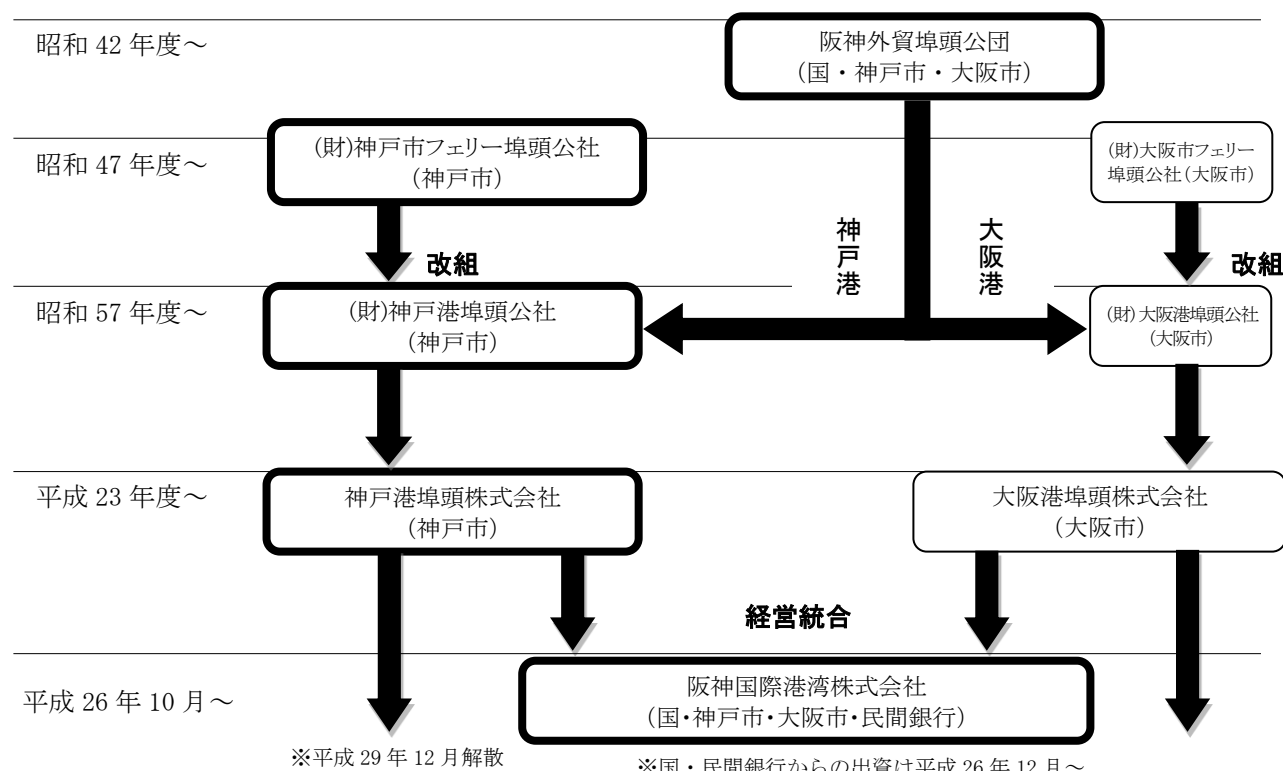
当社は、国の国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、阪神港の国際競争力の強化に向け、民の視点による効率的かつ一体的な港湾運営をさらに推進するために、平成 26 年 10 月 1 日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社として業務を開始した。

その後、同年 11 月に港湾法で定める本則の港湾運営会社の指定を受け、同年 12 月には国及び民間からの出資を受け入れ、日本初の「特定港湾運営会社」となった。

アジア諸港との港湾間競争の激化、さらにはメガキャリアによるコンテナ船の大型化や共同配船等による国際基幹航路の再編など取り巻く環境が急速に変化する中、阪神港が今後も日本のハブポートとしてその役割を最大限発揮していくことこそが、西日本経済の発展、ひいては国民生活の向上には不可欠である。

そのために、当社は、阪神港の外貿埠頭及びフェリー埠頭の管理運営を通じて、阪神港の物流機能の強化に努めるとともに、国や港湾管理者、阪神港に関わる物流事業者の方々との連携のもと、取扱貨物量の増加に向けた取り組みを効果的に展開していく。

### 【沿革】



( ) 内は出資 (出捐) 者

## Ⅱ 概 要

### 1 社 名

阪神国際港湾株式会社

(英文) Kobe-Osaka International Port Corporation

### 2 本社所在地

神戸市中央区御幸通8丁目1番6号 神戸国際会館20階

### 3 設立年月日

平成26年10月1日

### 4 資本金及び資本準備金

資本金 7億3,000万円

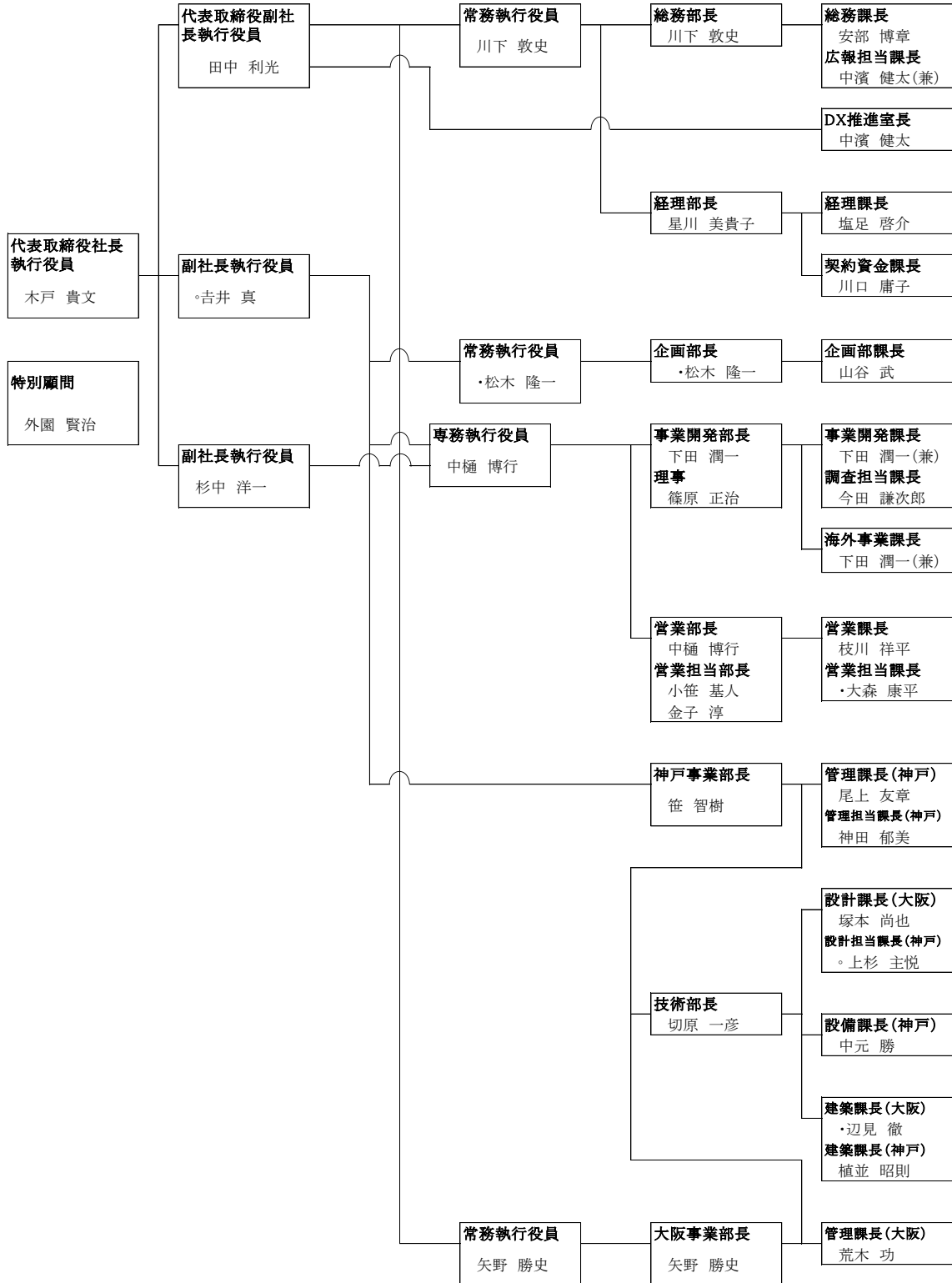
資本準備金 7億3,000万円 (出資金総額 14億6,000万円のうち、神戸市出資額  
4億5,000万円)

### 5 株 主

財務大臣	10,000株
神戸市	9,000株
大阪市	9,000株
株式会社三井住友銀行	800株
株式会社みずほ銀行	200株
株式会社三菱UFJ銀行	200株

## 6 機構

阪神国際港湾株式会社 組織図(令和6年7月1日現在)



・印は本市派遣職員を示す

◦印は本市を退職した職員を示す

## 7 社員数

(令和6年7月1日現在)

部 名	課 名	執行役員	部 長	課 長	課長代理	係 長	係 員	合 計
総 務 部	総務課	1	0	2	2	3	3	11
経 理 部	経理課		1	1	0	1	3	6
	契約資金課			1	0	1	1	3
企 画 部		1 (1)	0	1	1	1	1	5 (1)
事 業 開 発 部	事業開発課	0	2	1	1	2	1	7
	海外事業課			0	0	0	0	0
営 業 部	営業課		2	2 (1)	0	1	3	8 (1)
神 戸 事 業 部	管理課	0	1	2	1	1 (1)	3	8 (1)
	設計課			1	2 (1)	1	1	5 (1)
	設備課			1	2 (1)	2 (1)	3	8 (2)
	建築課			1	0	2	0	3
大 阪 事 業 部	管理課	1	1	0	1	2	1	3
	設計課			1	1	2	1	6
	設備課			0	0	3	0	3
	建築課			1 (1)	0	2	0	3 (1)
合 計		3 (1)	7	16 (2)	12 (2)	23 (2)	23	84 (7)

注1.( )内は本市派遣職員数を内数で示す。

注2. 役員は含まない。

## 8 役 員

(令和6年7月1日現在)

役 職	氏 名	備 考
代表取締役社長	木戸貴文	
代表取締役副社長	田中利光	
取締役副社長	吉井真	
取締役専務	中樋博行	
取 締 役	長谷川憲孝	神戸市港湾局長
取 締 役	丸山順也	大阪港湾局長
取 締 役	伴野拓司	日本郵船株式会社常務執行役員
取 締 役	黒田晃敏	一般社団法人日本港運協会理事長
取 締 役	須藤明彦	株式会社大森廻漕店代表取締役会長
監 査 役	森脇肇	
監 査 役	小林潔司	

## Ⅲ 定 款

### 第1章 総則

#### (商号)

第1条 当社は、阪神国際港湾株式会社と称する。英文では**Kobe-Osaka International Port Corporation** と表示する。

#### (本店の所在地)

第2条 当社は、本店を神戸市に置く。

#### (目的)

第3条 当社は、次の事業を営む。

1. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営
2. 外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の円滑な利用を促進するために必要な施設の建設、賃貸及び管理運営
3. コンテナ蔵置施設等物流施設の建設、賃貸及び管理運営
4. 港湾施設の設計、施工、監理及び管理運営
5. 港湾振興に寄与する集荷・集客促進事業の実施
6. 港湾振興及び港湾施設の強化に寄与するための調査・研究等
7. 海外の港湾の整備及び運営並びにこれらに関する調査
8. 前各号の事業に附帯する事業
9. 前各号に掲げるもののほか、その目的を達成するために必要な事業

#### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 会計監査人

#### (公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,000,000株とする。

(株券の不発行)

第7条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決定により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、その日を2週間前までに公告する。

(株主割当てによる募集株式の発行)

第11条 株主に株式の割当てを受ける権利を与えて募集株式の発行を行う場合には、会社法第199条第1項各号に掲げる募集事項及び第202条第1項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

(株式取扱規則)

第12条 当社の株式の譲渡承認手続き、株主名簿への記載又は記録、株主のなすべき届出その他株式に関する取扱い及びその手数料については、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。



### 第3章 株主総会

#### (株主総会の招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集することができる。

#### (株主総会の招集権者及び議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

#### (株主総会の招集手続)

第15条 株主総会を招集するには、会日の1週間前（書面投票又は電子投票を認める場合は2週間前）までに、議決権を行使することができる株主に対して招集通知を発する。ただし、議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、招集の手続を経ないで株主総会を開催することができる。

#### (株主総会の決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

#### (株主総会の議事録)

第18条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、株主総会の日から10年間本店に備

え置く。

(株主総会の決議の省略)

第19条 当社は、取締役又は株主が株主総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき株主（当該事項について議決権を行使することができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

#### 第4章 取締役

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

2 前項の決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された取締役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とし、増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役の中から社長を選定し、必要に応じて、会長その他の役付取締役を定めることができる。

3 社長は、当社を代表する。

4 社長のほか、取締役会の決議により、当社を代表する取締役を定めることができる。

(業務執行)

第24条 社長は、当社の業務を統轄し、他の取締役は、社長を補佐してその業務を分掌する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順位に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。

(取締役の責任免除)

第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(非業務執行取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等であるものを除く取締役（以下「非業務執行取締役」という。）との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該非業務執行取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役の報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、株主総会の決議により定める。

## 第5章 取締役会

(取締役会の招集権者及び議長)

第28条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 社長に事故があるときは、取締役会において、あらかじめ定めた順位に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集手続)

第29条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第30条 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることが

きる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

(取締役会の議事録)

第32条 取締役会における議事については、議事の経過の要領及びその結果その他法令に定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行い、取締役会の日から10年間本店に備え置く。

(取締役会規則)

第33条 当社の取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるほか、取締役会の定める取締役会規則による。

## 第6章 監査役

(監査役の員数)

第34条 当社の監査役は、3名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(常勤監査役)

第37条 監査役は、監査役の互選によって常勤監査役を定めることができる。

(監査役の責任免除)

第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(監査役との責任限定契約)

第39条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、同法第423条第1項に定める責任に関し、当該監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の定める額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(監査役の報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

## 第7章 会計監査人

(会計監査人の員数)

第41条 当社の会計監査人は、2名以内とする。

(会計監査人の選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議をもって選任する。

(会計監査人の任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の責任免除)

第44条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該会計監査人が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

(会計監査人の報酬等)

第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役の同意を得て決定する。

## 第8章 計算

(事業年度)

第46条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第47条 当社は、株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して、剰余金の配当を行うことができる。

- 2 前項に定める場合のほか、当社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第48条 配当金はその支払提供の日から満3年を超えても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

- 2 前項の未払配当金には利息を付けない。

## 第9章 法令の準拠

(法令の準拠)

第49条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

## 附則

(設立の際に発行する株式の数)

第1条 当社の設立時発行株式の数は18,000株、その発行価額は1株につき金5万円とする。

(最初の事業年度)

第2条 当社の最初の事業年度は、第46条の規定に関わらず、当社成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人)

第3条 当社の設立時取締役、設立時監査役及び設立時会計監査人は、次のとおりとする。

取締役	犬伏 泰夫
取締役	川端 芳文
取締役	寺本 良平
取締役	中村 光男
取締役(社外取締役)	徳平 隆之
取締役(社外取締役)	吉井 真
監査役(社外監査役)	黒田 勝彦
監査役(社外監査役)	森脇 肇
会計監査人	新日本有限責任監査法人

(設立時代表取締役)

第4条 当社の設立時代表取締役は、次のとおりとする。

設立時代表取締役	犬伏 泰夫
設立時代表取締役	川端 芳文

上記定款は、大阪市住之江区南港北二丁目1番10号大阪港埠頭株式会社及び神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号神戸港埠頭株式会社を共同新設分割して当社を設立するにつき作成したものであって、会社分割が効力を生じた日から、これを施行するものとする。

## IV 令和5年度事業報告

### 1 事業実績の概要

国際コンテナ戦略港湾政策の一環として、民の視点による効率的な港湾運営を推進するため、平成26年10月1日に神戸・大阪両埠頭会社を経営統合し、阪神国際港湾株式会社を設立した。港湾運営会社として阪神港を一元的に運営することで、トータルコスト削減等の効率化を図るとともに、阪神港利用者のサービス向上に取り組んでいる。また、国及び両港湾管理者との協働体制のもと、「集貨」・「創貨」・「競争力強化」を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策の一翼を担う組織として、阪神港の国際競争力強化に向けた取り組みを進めている。

令和5年度の国際海上コンテナ物流は、コロナ禍による混乱の影響からは正常化したものの、世界的なインフレや中国経済の減速に加えて、不安定な国際情勢、円安、物価高騰等の影響を受け、令和5年の外貿コンテナ貨物量は前年比4.8パーセント減となり、コロナ禍前の令和元年比でも3.4パーセント減と、依然として厳しい状況が続いている。

このような状況の中、当社の使命は西日本の拠点港として、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、また日本のサプライチェーンが第三国に委ねられることなく国際物流機能を確保することであり、阪神港として、このような使命を果たす施策に取り組んだ。

#### (1) 国際コンテナ戦略港湾政策の推進

##### ア 集貨

集貨については、国際基幹航路の維持・拡大をはじめ、東南アジア等の様々な外航航路の多頻度化とともに、重要なインフラである内航フィーダーネットワークの充実を図るため、国の「国際戦略港湾競争力強化対策事業」を活用し、両港湾管理者と連携した集貨施策に、引き続き取り組んだ。

荷主・物流事業者に対しては、コロナ禍で経験した国際物流における混乱の影響を回避し、サプライチェーンの安定化を図るため、集貨事業を活用して阪神港への利用転換を促進した。特に、これらの取り組みの中核となる内航フィーダーによる集貨においては、瀬戸内、九州航路、日本海側航路など、阪神港への集貨ネットワークを強化するとともに、輸送ルートを選択肢を増やすことで、サプライチェーンの安定化を求める国内荷主の利便性の向上を図った。

ポートセールスについて、阪神港への更なる集貨を目指すため、国内では、令和5年7月に新潟県で、更に同年12月に大分県で、それぞれ阪神港セミナーを実施した。

阪神港セミナーでは、荷主・物流事業者向けの集貨支援メニューの他、阪神港における「新・港湾情報システム（CONPAS）」等の取り組みについて、紹介を行った。

また海外では、令和元年度以降休止していた港湾管理者と連携した海外ポートセール



ス活動を再開し、ベトナム社会主義共和国で神戸港セミナーを令和5年11月に実施した。

(財源内訳)

(単位:千円)

国 (補助金)	港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
80,330	1,129,062	1,188,375	2,397,767

## イ 創貨

創貨については、食の輸出促進を図るため、「第7回“日本の食品”輸出EXPO」に出展するとともに、食の輸出セミナーをオンラインで、また食の輸出商談会を対面及びオンラインで、それぞれ開催した。

加えてコンテナ貨物創出の取り組みとして、リーファー混載輸出サービスを提供する事業者への支援を実施した。

さらに、神戸港ポートアイランド(第2期)地区コンテナターミナル内に、創貨に資するコンテナフレートステーション(CFS)を整備し、令和6年2月に供用開始した。

## ウ 競争力強化

競争力強化については、ハード面では、船舶大型化への対応やターミナルの一体利用の促進による施設の効率的な活用と、外航・内航の接続性向上による積み替え機能の強化を目指し、ヤードの拡張や高規格ガントリークレーンの整備を進めた。

神戸港では、P C 18ターミナルにおいて荷役の効率化や蔵置能力の向上を図るために西側の拡張事業を進め、令和5年11月に供用開始した。またP C 13-17ターミナルにおいて、令和7年度の全体完成に向けて、蔵置能力の向上、施設の一体利用の促進による利便性・生産性の向上を図り、ターミナル運営の効率化を促進するため、ヤードやCFSの整備に取り組んでおり、CFSについては、令和6年2月に供用開始し、ヤードについては、P C 13ターミナルが同年4月に供用開始した。さらに、R C 6/7ターミナルにおいては、隣接するR S-B/Cバースとの一体利用を令和5年1月より開始しており、さらに老朽化したガントリークレーン2基を撤去し、R C 4/5ターミナルから2基を移設した。

大阪港では、2025年大阪・関西万博を見据え、C 12ターミナル延伸・拡張部を令和6年度中に供用開始するため、国からの受託工事を含めたゲートハウス、管理棟等の施設整備を、令和6年3月に概ね完了させた。

一方、ソフト面では、ゲート搬出入予約と搬出入コンテナ情報の事前入手が可能となる「新・港湾情報システム(CONPAS)」の導入を進めており、利便性を高めるため、国・

両港湾管理者・ターミナルオペレーター・海貨事業者・海上コンテナ輸送事業者等とともに検討を進めた。令和5年7月から同年8月までの間、P C18ターミナル及びC10・C12ターミナルで同時に試験運用を実施し、C10・C12ターミナルにおいて令和6年3月29日から運用を開始した。

また、A Iターミナルの実現を目指し、国の「サイバーポート進捗管理ワーキンググループ（港湾物流分野）」に参画し、港湾物流の生産性向上を図るための検討を行った。

さらに、カーボンニュートラルポート（CNP）の実現に向け、国が実施する「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」を受託し、P C15～17ターミナルにおいて、世界初となる、タイヤ式門型クレーン（RTG）に水素エンジン発電機を換装し、水素を燃料とした荷役機械の稼働実証に向け、設計に着手した。

## (2) フェリー埠頭の活性化

フェリー埠頭の活性化については、若年層を中心に広くフェリーの魅力を訴求し、旅客の増加やフェリーの利用促進につなげることを目的として、両港湾管理者等と連携し、各フェリー会社の広報への支援及び内航フェリーの魅力アップにつながるプロモーションを実施した。

また、大阪港国際フェリーターミナルにおいて、新造船の大型化に対応するため、係船柱を増設した。また、大阪南港フェリーターミナルにおいて、2025年大阪・関西万博を見据え、旅客ターミナルの内装リニューアルに向けた設計業務を実施した。

## (3) 埠頭施設の運営管理

阪神港の一元的運営については、国・両港湾管理者・大阪港の埠頭会社の施設を借り受け、効率的・機動的な運営を行うことにより、阪神港利用者のサービス向上に取り組んだ。

神戸港では、ポートアイランドにおいて、コンテナ埠頭11バース、ライナー埠頭15バース、六甲アイランドにおいて、コンテナ埠頭7バース、内航フェリー埠頭3バースの管理運営を行った。

大阪港では、咲洲において、コンテナ埠頭6バース、国際フェリー埠頭2バース、ライナー埠頭7バース、内航フェリー埠頭5バース及び大阪港総合流通センター等を、また夢洲において、コンテナ埠頭3バース及び付帯施設の管理運営を行った。

また、当会社施設と港湾管理者等から借り受けた施設の維持修繕を一元的に実施することにより、トータルコストの削減を図るとともに、機動的に借受者の要望に対応してきた。

## (4) 海外港湾の運営への参画

平成30年12月に議決権株式の2.5パーセントを取得したカンボジア王国シハヌークビル港湾公社（PAS）の株主総会に現地参加した他、令和5年5月及び同年12月には、現

地でターミナルにおける施設の運営・運用や日本への研修派遣について、意見交換を行った。

さらに、PAS 職員 7 人（電気部門 2 人・機械部門 3 人・土木部門 2 人）を令和 6 年 1 月末から当会社に迎え、コンテナターミナル施設の維持管理について、2 週間の OJT 研修を実施した。

#### (5) 人材育成と組織づくり

将来の当会社を担う人材育成を目指し策定した社員育成方針（キャリアプラン）に基づき、個々の社員のスキルアップや会社全体の底上げにつながる研修を実施したほか、長期的な社員育成の観点から継続して他組織への社員派遣を行った。

また、人事評価制度の取り組みをはじめ、外部委員も入れたコンプライアンス委員会の運営等、引き続きより良い組織づくりに努めた。

## 2 投資の状況

当事業年度の主な投資の状況は、下記のとおりである。

(単位:百万円、税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	ヤード整備	1,970
	六甲アイランド	受変電設備改修 等	
	夢洲	ヤード整備	
補助金事業	ポートアイランド	ヤード整備	2,325
その他事業	六甲アイランド	受変電設備改修	249
	咲洲	ヤード整備 等	
合 計			4,544

### 3 損益計算書・貸借対照表

#### (1) 損益計算書

(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで、単位:円)

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
営業費用	15,411,851,297	営業収益	18,653,702,362
業務管理費	11,741,642,888	埠頭営業収入	12,968,494,751
維持修繕費	1,493,872,265	営業雑収入	5,685,207,611
減価償却費	2,011,345,173		
租税公課	164,890,548	営業外収益	76,378,728
その他	100,423	受取利息	103,205
		有価証券利息	984,040
販売費及び一般管理費	2,153,840,339	受取配当金	33,099,415
		業務受託収入	22,677,000
営業外費用	44,370,815	その他	19,515,068
支払利息	36,990,019		
固定資産除却損	7,380,796	特別利益	817,272,728
		補助金収入	817,272,728
特別損失	817,272,728		
固定資産圧縮損	817,272,728		
合 計	18,427,335,179	合 計	19,547,353,818
		税引前当期純利益	1,120,018,639
		法人税、住民税及び事業税	346,997,333
		法人税等調整額	△ 8,372,247
		当期純利益	781,393,553
		前期繰越利益剰余金	5,809,832,350
		繰越利益剰余金	6,591,225,903

※神戸市からの収入

(1) 補助金	— 千円
(2) 受託料	3,151,563千円

## (2) 貸借対照表

(令和6年3月31日現在、単位:円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	21,921,257,882	(負債の部)	42,485,349,232
現金及び預金	11,022,401,540	流動負債	10,440,423,848
営業未収金等	5,117,305,934	営業未払金	7,921,967,961
有価証券	2,000,000,000	1年内返済長期借入金	1,808,832,269
貯蔵品	49,393,183	未払金	320,156,444
未収入金	2,168,277,706	未払費用	9,738,673
前払費用	53,585,419	未払法人税等	171,490,000
未収消費税等	476,221,616	前受収益	13,874,786
その他	1,034,072,484	賞与引当金	52,946,426
		その他	141,417,289
固定資産	28,953,625,789	固定負債	32,044,925,384
有形固定資産	26,413,973,182	長期借入金	27,522,977,362
建物	4,980,332,026	長期預り敷金保証金	4,326,404,962
構築物	3,367,223,107	退職給付引当金	195,543,060
機械及び装置	11,246,507,901		
工具、器具及び備品	457,904,798	(純資産の部)	8,389,534,439
建設仮勘定	6,362,005,350	株主資本	8,051,225,903
無形固定資産	122,352,414	資本金	730,000,000
ソフトウェア	11,994,562	資本剰余金	730,000,000
施設利用権	78,741,149	資本準備金	730,000,000
無形固定資産仮勘定	31,616,703	利益剰余金	6,591,225,903
投資その他の資産	2,417,300,193	その他利益剰余金	6,591,225,903
投資有価証券	1,168,846,655	繰越利益剰余金	6,591,225,903
差入敷金保証金	954,612,741	評価・換算差額等	338,308,536
長期前払費用	50,193,473	その他有価証券評価差額金	338,308,536
繰延税金資産	243,647,324		
その他	31,672,957		
貸倒引当金	△ 31,672,957		
合 計	50,874,883,671	合 計	50,874,883,671

(参考) 損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	18,653,702,362	12,968,494,751	5,675,994,660	—	9,212,951
埠頭営業収入	12,968,494,751	12,968,494,751	—	—	—
営業雑収入	5,685,207,611	—	5,675,994,660	—	9,212,951
受取利息	103,205	—	—	—	103,205
有価証券利息	984,040	—	—	—	984,040
受取配当金	33,099,415	—	—	—	33,099,415
業務受託収入	22,677,000	—	22,677,000	—	—
その他	19,515,068	—	—	—	19,515,068
補助金収入	817,272,728	—	—	817,272,728	—
	19,547,353,818	12,968,494,751	5,698,671,660	817,272,728	62,914,679

(2) 支出内訳表

(単位:円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営業支出	17,565,691,636	1,001,700,464	14,337,828,145	2,026,047,139	200,115,888
業務管理費	11,741,642,888	455,640,568	11,286,002,320	—	—
維持修繕費	1,493,872,265	—	1,493,872,265	—	—
減価償却費	2,011,345,173	—	—	2,011,345,173	—
租税公課	164,890,548	—	—	—	164,890,548
その他	100,423	—	100,423	—	—
販売費及び白般管理費	2,153,840,339	546,059,896	1,557,853,137	14,701,966	35,225,340
支払利息	36,990,019	—	—	—	36,990,019
固定資産除却損	7,380,796	—	—	—	7,380,796
固定資産圧縮損	817,272,728	—	—	—	817,272,728
	18,427,335,179	1,001,700,464	14,337,828,145	2,026,047,139	1,061,759,431

以上により、営業収入として186億5,370万円、営業支出として175億6,569万円を計上した結果、収支差は10億8,801万円となった。

## V 令和6年度事業計画

### 1 事業計画の概要

阪神港の港湾運営会社として、阪神港を取り巻く状況やユーザーのニーズを的確に把握し、集貨、創貨及び競争力強化を柱とする国際コンテナ戦略港湾政策を進める。

西日本のゲートウェイとして、国民生活や経済活動に必要不可欠である物流を支え、日本のサプライチェーンが第三国に委ねられることなく国際物流機能を安定的に確保していく。

また、阪神港の港勢の維持及び拡大に向け、阪神港の重要なインフラである内航フィーダーのネットワーク強化を推進するとともに、外航船社等の動向・ニーズを踏まえた集貨・創貨施策を推進する。更に、コンテナターミナルの国際競争力強化を図るため、コンテナターミナルの再編及び拡張による一体利用の促進を図り、機能強化を着実に進めていく。

加えて、「CNP（カーボンニュートラルポート）形成」に向けたGX（グリーントランスフォーメーション）の取り組みや、「CONPAS（新・港湾情報システム）」をはじめとするDX（デジタルトランスフォーメーション）推進に向けた取り組みをステークホルダーと連携し実施していくことで、阪神港を支えるための施策に取り組んでいく。

これらの施策を総合的に推進していくことで、阪神港の利便性の確保や信頼性の向上を図る。

#### (1) 国際競争力の強化

##### ア 集貨施策の推進

内航フィーダーネットワークのさらなる強化に向け、引き続き、国・港湾管理者とともに内航フィーダー事業者へのインセンティブを活用した支援を進めるとともに、瀬戸内・九州、日本海側の地方港の港湾管理者等との連携強化を図っていく。

また、国際基幹航路（欧州・北米・中南米・アフリカ・豪州航路）の維持及び拡大に向け、北米東岸や中南米航路の新規航路を始めとした、国際基幹航路等の誘致及び増強を図るため、外航船社へのトップセールスを実施するとともに、アライアンス再編に伴う航路サービス改編への動きや外航船社のニーズを的確に捉え、インセンティブを活用した積極的な支援を実施していく。

##### 【事業メニュー】

外航航路誘致事業、内航フィーダー航路維持・拡大事業、内航フィーダー貨物誘致事業、トランシップ貨物誘致事業、国内フェリー貨物誘致事業、物流改善支援事業、リーファー輸出混載サービス誘致事業、日本諸港利用促進事業

(財源内訳)

(単位：千円)

港湾管理者 (負担金)	自主財源	計
825,000	1,150,000	1,975,000

## イ 創貨施策の推進

政府一体となって取り組んでいる農林水産物や食品の輸出拡大に向けた施策として、引き続きセミナーや商談会の実施等、国内サプライヤーと海外バイヤーとのマッチングを進め、商流拡大に向けて取り組んでいく。

また、引き続きリーファー混載輸出サービスを提供する事業者への支援を行う等、「食の輸出」促進に取り組んでいく。

## ウ ターミナルの高規格化、効率化の推進

グローバルな港湾間競争が激化する中で、船社から選ばれる港であり続けるため、大型コンテナ船の着岸やコンテナ積替利便性向上に向けたバースの柔軟な利用など、荷役効率化に資するターミナルの一体利用、遠隔操作 RTG の導入などヒトを支援する A I ターミナルの実現、高規格ガントリークレーンの整備等、ターミナルの生産性を向上させる取り組みを進める。神戸港においては、ポートアイランド（第2期）地区のコンテナターミナル拡張にあわせて、効率的なターミナルの整備を引き続き実施していく。

また、新・港湾情報システム（CONPAS）について、携帯端末を活用した新機能により、ターミナルゲート処理の迅速化や貨物情報の連携等、より効率的なコンテナ輸送の実現を推進するため、P C 18において令和6年上半期の運用開始に向け取り組みを進めている。

今後、国、港湾管理者、各事業者等と連携し、他のターミナルにおいても、CONPAS 導入に向けた検討を進めていく。

## エ カーボンニュートラルポート（CNP）の形成

世界的な環境意識の高まりにより、国際コンテナ物流においても脱炭素への取り組みが進められている中、船社や荷主から選ばれる港であり続けるためにはカーボンニュートラルへの対応が不可欠であり、港湾運営会社として、国、港湾管理者、ターミナルオペレーター等と連携して取り組みを進めていく。

また、国の「阪神港における荷役機械高度化実証事業委託業務」において、水素エンジン発電機搭載 RTG の令和7年度現地実証に向けた取り組みを進めるとともに、ターミナル照明の LED 化を順次進めていく。

さらに、阪神港全体のCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量可視化の実現を目指し、定量的に環境対策に向けたプロモーションが可能となるよう取り組みに着手するとともに、LNG（液



化天然ガス)のバンカリング拠点形成を推進し、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化を進めていく。

## (2) フェリー埠頭の活性化

2025年大阪・関西万博の開催を控え、フェリー就航地から阪神港へのフェリー旅客需要を喚起するため、港湾管理者と連携してフェリープロモーション事業の支援を行う。

## (3) 埠頭施設の管理運営

コンテナ、ライナー、フェリーの各埠頭施設において、船舶大型化等のニーズに的確に対応した施設更新及び維持補修を計画的に進め、安全かつ利便性の高い埠頭施設の提供に、引き続き取り組んでいく。

## (4) 経営基盤の強化

長期的な収支を踏まえた事業実施や維持補修の計画的執行によるトータルコストの削減等に取り組むとともに、適切な貸付料収入の確保や情報セキュリティ対策等、新たな要請に対する体制整備の検討を進め、経営基盤の強化に向けた取り組みを進めていく。

## (5) 海外港湾の運営等

阪神港の港湾運営会社として培ってきた経験、技術、知見を活用し、カンボジア王国シハヌークビル港の運営に協力していく。特に、シハヌークビル港湾公社(PAS)からのニーズが高い人材育成への協力、国際海上コンテナ輸送に関するPASとの連携強化に向けた検討を実施する等、引き続き情報交換や知見の共有等を進めていく。

## (6) 情報セキュリティ対策

情報セキュリティ対策について、国やステークホルダーの情報共有対策の強化や具体的な対策について国等の動きを注視していく。

## (7) 人材育成と組織づくり

当会社の社員育成方針(キャリアプラン)に基づき、短期、中長期的な観点から計画的に研修を実施し、社員個人の成長と組織の持続的成長につなげていく。

また、人事評価制度等必要な取り組みを継続して実施し、社内規程等についても全社員に浸透するよう繰り返し周知を行うなど、引き続きコンプライアンスの徹底、ガバナンスの強化を図り、社員が働きやすい組織づくりを進めていく。

## 2 事業計画

### (1) 管理運営計画

令和6年度のコンテナ埠頭、ライナー埠頭及びフェリー埠頭に係る管理運営計画は、下記のとおりである。

#### <ポートアイランド コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PC-13	(株)日新	136,055㎡	-15m 350m
PC-14	工事中	123,380㎡	-15m 350m
PC-15	(株)商船三井、(株)住友倉庫、山九(株) ニッケル.エンド.ライオンズ(株)	129,440㎡	-15m 350m -16m 350m
PC-16		122,500㎡	-16m 350m
PC-17		122,500㎡	-16m 350m
PC-17南	井本商運(株)、商船港運(株)	7,000㎡	-16m 100m
PC-18	(株)上組	356,387㎡	-16m 400m -15m 350m
PI-I			-12m 240m
PI-J			-12m 240m
PI-K			-12m 220m

#### <六甲アイランド コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RC-2	三井倉庫(株)	132,300㎡	-13m 350m
RC-4	川崎汽船(株) 三菱倉庫(株)	259,700㎡	-14m 700m
RC-5		129,850㎡	-14m 350m
RC-6	日本郵船(株)	151,600㎡	-16m 400m
RC-7		141,640㎡	-16m 400m
RS-B	(株)ユニエツクスNCT	42,703㎡	-13m 220m
RS-C		29,841㎡	-13m 130m

<ポートアイランド 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
PL-1	(株)上組	18,000㎡	-10m 200m
PL-2	日本通運(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-3	澁澤倉庫(株)	20,859㎡	-10m 200m
PL-4	(株)上組	17,552㎡	-10m 200m
PL-5	(株)辰巳商会	18,000㎡	-10m 200m
PL-6	(株)住友倉庫	18,000㎡	-10m 200m
PL-7	(株)大森廻漕店	18,000㎡	-10m 200m
PL-8	(株)日新	18,200㎡	-10m 200m
PL-9	大洋運輸(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-10	(株)神和	22,300㎡	-10m 200m
PL-11	(株)日新	18,000㎡	-10m 200m
PL-12	ニッケル.エンド.ライオンズ(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-13	(株)日新	18,000㎡	-10m 200m
PL-14	山九(株)	18,000㎡	-10m 200m
PL-15	トレーディア(株)	18,340㎡	-10m 200m

<六甲アイランド フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース 総面積	岸壁 水深・延長
RF-1	(株)商船三井さんふらわあ	17,390㎡	-7.5m 193m
RF-2	阪九フェリー(株)	24,920㎡	-9.0m 266m
RF-3	四国開発フェリー(株)	22,690㎡	-8.5m 238m

<夢洲・南港 コンテナ船埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース積 総一面積	岸壁 水深・延長
C-1	(株)辰巳商会	104,152㎡	-13.5m 350m
C-2	(株)商船三井	105,044㎡	-13.5m 350m
C-3	(株)辰巳商会	104,610㎡	-13.5m 350m
C-4	(株)辰巳商会	119,999㎡	-13.5m 350m
C-8	川崎汽船(株) (株)上組	126,062㎡	-14m 350m
C-9	三菱倉庫(株) 三井倉庫港運(株)	129,959㎡	-13m 350m
C-10	夢洲コンテナターミナル(株)	165,800㎡	-15m 350m
C-11	エバーグリーンライン 夢洲コンテナターミナル(株)	175,000㎡	-15m 350m
C-12	夢洲コンテナターミナル(株)	245,000㎡	-16m 650m

<南港 一般外航貨物定期船埠頭>

バース名	埠頭借受者	バース積 総一面積	岸壁 水深・延長
L-1	鴻池運輸(株) (株)住友倉庫	18,000㎡	-10m 200m
L-2	(株)日新	18,000㎡	-10m 200m
L-3	(株)上組	18,000㎡	-10m 200m
L-4 <sup>※</sup>	(株)辰巳商会	—	-10m 250m
L-5	山九(株)	18,963㎡	-10m 250m
L-6	澁澤倉庫(株) 三菱倉庫(株)	18,501㎡	-10m 230m
L-7	日本通運(株) 藤原運輸(株) 日鉄物流大阪(株)	18,529㎡	-10m 230m

※岸壁のみ管理運営

<南港 国際フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	バ 総	一 面	ス 積	岸 水	壁 深・延長
KF-1	日中国際フェリー(株)、 (株)サンスターライン、(株)上組、 日本通運(株)	29,390	m <sup>2</sup>		-10m	225m
KF-2					-10m	225m

<南港 フェリー埠頭>

バース名	埠頭借受者	バ 総	一 面	ス 積	岸 水	壁 深・延長
F-1	(株)名門大洋フェリー	68,663	m <sup>2</sup>		-7.5m	230m
F-2	—				—	
F-3	四国開発フェリー(株)				-7.5m	250m
F-4	(株)名門大洋フェリー				-7.5m	250m
F-5	—				—	
F-6	—				—	
R-4	(株)商船三井さんふらわあ	76,868	m <sup>2</sup>		-10m	~ -12m
R-5					520m	

## (2) 投資計画

令和6年度の主な投資の計画は、下記のとおりである。

(単位:百万円、税込)

	地区名	内 容	実施額
貸付金事業	ポートアイランド	ヤード整備 等	8,488
	六甲アイランド	電気設備整備	
	咲洲	荷役機械整備	
	夢洲	ヤード整備 等	
その他事業	ポートアイランド	ヤード整備 等	998
	六甲アイランド	ヤード整備 等	
	咲洲	ヤード設備 等	
	夢洲	ヤード整備 等	
合 計			9,486



(2) 予定貸借対照表

(令和7年3月31日現在、単位:千円)

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	14,633,696	(負債の部)	47,703,309
現金及び預金	7,039,007	流動負債	9,269,842
営業未収金	3,131,796	営業未払金	6,592,320
有価証券	2,000,000	1年内返済長期借入金	2,139,391
貯蔵品	49,393	未払金	320,156
未収入金	1,783,885	未払費用	9,738
前払費用	53,585	前受収益	13,874
未収法人税等	94,258	賞与引当金	52,946
未収消費税等	476,221	その他	141,417
その他	5,551	固定負債	38,433,467
固定資産	41,624,844	長期借入金	33,871,586
有形固定資産	36,043,091	長期預り敷金保証金	4,326,404
建物	9,781,436	退職給付引当金	235,477
構築物	4,856,156	(純資産の部)	8,555,231
機械及び装置	11,575,549	株主資本	8,216,923
工具、器具及び備品	1,108,648	資本金	730,000
建設仮勘定	8,721,302	資本剰余金	730,000
無形固定資産	109,255	資本準備金	730,000
ソフトウェア	36,956	利益剰余金	6,756,923
施設利用権	72,299	その他利益剰余金	6,756,923
投資その他の資産	5,472,498	繰越利益剰余金	6,756,923
長期性預金	1,500,000	評価・換算差額等	338,308
投資有価証券	2,724,046	その他有価証券評価差額金	338,308
差入敷金保証金	954,612		
長期前払費用	50,193		
繰延税金資産	243,647		
その他	31,672		
貸倒引当金	△ 31,672		
合 計	56,258,540	合 計	56,258,540



(参考) 予定損益明細書

(1) 収入内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		事業収入	受託収入	補助金収入	その他
営業収入	18,898,410	13,126,846	5,755,242	—	16,322
埠頭営業収入	13,126,846	13,126,846	—	—	—
営業雑収入	5,771,564	—	5,755,242	—	16,322
受取利息	82	—	—	—	82
有価証券利息	1,287	—	—	—	1,287
受取配当金	35,696	—	—	—	35,696
業務受託収入	17,373	—	17,373	—	—
その他	88,461	—	—	84,000	4,461
	19,041,309	13,126,846	5,772,615	84,000	57,848

(2) 支出内訳表

(単位:千円)

区 分	合 計	内 訳			
		人件費	物件費	減価償却費	その他
営業支出	18,677,640	1,043,620	15,018,025	2,422,211	193,784
業務管理費	11,546,925	475,641	11,071,284	—	—
維持修繕費	2,195,037	—	2,195,037	—	—
減価償却費	2,415,250	—	—	2,415,250	—
租税公課	171,627	—	—	—	171,627
その他	300	—	300	—	—
販売費及び日般管理費	2,348,501	567,979	1,751,404	6,961	22,157
支払利息	40,980	—	—	—	40,980
その他	84,000	—	—	—	84,000
	18,802,620	1,043,620	15,018,025	2,422,211	318,764

以上により、営業収入として188億9,841万円、営業支出として186億7,764万円を計上した結果、収支差は2億2,077万円を見込んでいる。

## VI 主要事業の推移（令和3年～令和5年）

### 1 阪神港コンテナ個数

（単位：千TEU）

			令和3年	令和4年	令和5年
神戸港	外国貿易	輸出	1,148	1,207	1,167
		輸入	997	1,047	1,024
		計	2,145	2,253	2,191
	内国貿易	移出	283	269	282
		移入	396	368	361
		計	679	637	644
計		2,824	2,891	2,835	
大阪港	外国貿易	輸出	962	986	919
		輸入	1,166	1,145	1,062
		計	2,128	2,130	1,981
	内国貿易	移出	216	179	172
		移入	82	80	86
		計	298	259	257
計		2,426	2,390	2,239	
阪神港 合計			5,249	5,281	5,074

（注1）単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

（注2）令和5年の数値は速報値である。

## 2 阪神港取扱貨物量

(単位:千トン)

			令和3年	令和4年	令和5年
神戸港	外国貿易	輸出	22,664	23,053	21,799
		輸入	27,463	29,504	28,529
		計	50,126	52,557	50,329
	内国貿易	移出	16,587	16,165	17,615
		移入	23,561	22,912	24,114
		計	40,148	39,077	41,729
計		90,274	91,634	92,058	
大阪港	外国貿易	輸出	8,849	8,494	8,340
		輸入	26,554	25,871	25,077
		計	35,403	34,365	33,417
	内国貿易	移出	21,512	22,476	21,101
		移入	27,753	28,727	27,921
		計	49,265	51,203	49,022
計		84,668	85,568	82,439	
阪神港 合計			174,942	177,202	174,497

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 令和5年の数値は速報値である。

### ※内国貿易のうち、フェリー貨物分

(単位:千トン)

			令和3年	令和4年	令和5年
神戸港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	11,556	10,703	11,015
		移入	14,507	13,665	14,623
		計	26,062	24,368	25,638
大阪港	内国貿易 (フェリー貨物)	移出	15,086	16,337	6,590
		移入	16,907	18,302	9,743
		計	31,993	34,638	16,333
阪神港 合計			58,055	59,006	41,971

(注1) 単位未満の数を四捨五入したため、総数と内訳の計が一致しないことがある。

(注2) 令和5年の数値は速報値である。

(注3) 令和5年より大阪港の集計方法変更(シャーン貨物量を含まない)

### 3 阪神港内航フェリー埠頭利用実績

		令和3年	令和4年	令和5年
神戸港	入港隻数(隻)	2,662	2,695	2,682
大阪港	入港隻数(隻)	1,796	1,809	1,798
阪神港合計		4,458	4,504	4,480
		令和3年	令和4年	令和5年
神戸港	旅客(人)	429,596	486,610	594,883
大阪港	旅客(人)	516,443	787,585	1,029,350
阪神港合計		946,039	1,274,195	1,624,233
		令和3年	令和4年	令和5年
神戸港	車両(台)	428,970	305,604	330,456
大阪港	車両(台)	526,124	604,323	390,972
阪神港合計		955,094	909,927	721,428

(注1) 令和5年の数値は速報値である。

(注2) 令和5年より大阪港の集計方法変更(車両(台)にシャーン台数を含まない)

(参考) 財務状況推移

(単位：千円)

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	R4→R5増減
損益計算書 (P/L)	営業利益	1,451,341	996,143	1,088,010	91,867
	営業収益	14,849,756	13,252,746	18,653,702	5,400,956
	営業費用	13,398,415	12,256,603	17,565,691	5,309,088
	うち販売費及び一般管理費	1,531,373	1,943,092	2,153,840	210,748
	うち人件費	928,051	959,477	1,001,700	42,223
	うち減価償却費	1,719,884	1,908,661	2,026,047	117,386
	営業外利益	△ 45,113	27,769	32,007	4,238
	営業外収益	67,311	82,075	76,378	△ 5,697
	営業外費用	112,424	54,306	44,370	△ 9,936
	うち支払利息	29,885	29,883	36,990	7,107
	経常利益	1,406,228	1,023,912	1,120,018	96,106
	特別利益	0	0	0	0
	特別利益	0	0	817,272	817,272
	特別損失	0	0	817,272	817,272
	法人税等	434,699	319,731	338,625	18,894
当期純利益	971,528	704,181	781,393	77,212	
前期繰越利益剰余金	4,134,122	5,105,651	5,809,832	704,181	
繰越利益剰余金	5,105,651	5,809,832	6,591,225	781,393	
貸借対照表 (B/S)	資産合計	37,887,398	45,477,965	50,874,883	5,396,918
	流動資産	12,775,496	17,130,491	21,921,257	4,790,766
	固定資産	25,111,901	28,347,473	28,953,625	606,152
	うち建物	1,505,203	1,845,010	4,980,332	3,135,322
	負債合計	31,037,289	37,890,026	42,485,349	4,595,323
	流動負債	4,008,904	5,857,246	10,440,423	4,583,177
	うち短期借入金	1,454,825	1,622,759	1,808,832	186,073
	固定負債	27,028,385	32,032,780	32,044,925	12,145
	うち長期借入金	22,478,568	27,361,809	27,522,977	161,168
	純資産合計	6,850,108	7,587,938	8,389,534	801,596
	株主資本	6,565,651	7,269,832	8,051,225	781,393
資本金	730,000	730,000	730,000	0	
資本剰余金	730,000	730,000	730,000	0	
利益剰余金	5,105,651	5,809,832	6,591,225	781,393	
評価換算差額等	284,457	318,105	338,308	20,203	

※ 表示単位未満の端数を切り捨てて表示しているため、合計と一致しない場合がある。

(参考) 埠頭位置図

■凡例 Legend

	コンテナ埠頭
	一般外航貨物定期船埠頭
	国際フェリー埠頭
	内航フェリー埠頭

